

諮問(情)第 44 号及び第 46 号

答 申

第 1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った、医療機関に関するトラブルについての札幌市保健所への申し出に伴う対応経過及び関係書類一式の公文書公開請求に係る決定について、

- 1 平成 24 年 6 月 27 日付けの一部公開決定（相当部分の公文書の決定。以下「原決定 1」という。）に対する異議申立てに係る非公開部分についての結論は、次のとおりである。
 - (1) 「相談対応に関する報告書」に関する部分のうち、
 - ア 別表の 1 から 17 の「非公開部分」欄に掲げる部分を除いた部分を公開すべきである。
 - イ 別表の 4 から 17 の「非公開部分」欄に掲げる部分は、非公開の理由が妥当ではなく、別表に記載する条文及び理由により非公開とすべきである。
 - (2) (1)の部分を除いた部分に関する原決定 1 は妥当である。
- 2 平成 24 年 8 月 30 日付けの一部公開決定（残りの公文書の決定。以下「原決定 2」という。）については、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 公文書の公開請求

異議申立人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 5 月 16 日付けで、諮問庁に対し、「①〇〇〇〇病院 ②△△△△病院 ③□□□□病院について、年月日は定かではないが、上記①ないし③の医療機関に関するトラブル（診療拒否など）についての札幌市保健所への申し出に伴う対応経過（内部報告含む全て）及び関係書類一式」の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 諮問庁の決定

諮問庁は、本件請求に係る公文書の内容が複雑であるため、条例第 12 条第 2 項による決定期間内に、そのすべてについて公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 13 条第 1 項の規定により、公開決

定等の期限の特例延長を行い、通知した。

諮問庁は、本件請求に係る公文書のうち、相当の部分として、「平成15年8月27日以降の△△△△病院及び□□□□病院に関するトラブルについての「医務薬事関係市民相談受付処理票（簡易）」及び録音記録」（以下「文書1」という。）、「□□□□病院に対する苦情調査事項1（初診～現在までの経緯）」（以下「文書2」という。）、「□□□□病院に対する苦情調査事項2（Q&A）」（以下「文書3」という。）、「△△△△病院に対する苦情調査事項」（以下「文書4」という。）、「相談対応に関する報告書」（以下「文書5」という。）他4文書について原決定1を行い、平成24年6月27日付けで通知した。

また、諮問庁は、本件請求に係る公文書のうち、残りの部分として、「平成15年12月4日以降の○○○○病院に関するトラブルについての医務薬事関係市民相談受付処理票」（以下「文書6」という。）について原決定2を行い、平成24年8月30日付けで通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件に係る処分を不服として、原決定1については平成24年8月21日に、原決定2については同年11月8日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、それぞれ異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

- (1) 原決定1の一部を取り消し、文書1から文書5までを全て公開するとの決定を求める。
- (2) 原決定2を取り消し、文書6のうち、公開請求者である異議申立人に係る分を全て公開するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) 原決定1に係る異議申立てについて

ア 条例第7条第1号該当性について（文書1、文書2及び文書4）

公開請求者本人の情報であり、公開しても個人の権利利益を害するおそれはないため、同号に規定する非公開情報には該当しない。

当該医療機関及び諮問庁の不適切な対応等により、適切な医療を受けることが

できずに病状が進み、健康や生活に支障をきたしたことは事実であり、同号ただし書イに該当する。

イ 条例第 7 条第 2 号ア該当性について（文書 1）

法人名を公開することによって社会的地位を不当に下落させると認められる法人（医療機関）であるならば、何らかの問題がある法人（医療機関）と見なす。諮問庁がかばい立てする必要はなく、諮問庁が違法行為を見逃しているから見なされてもやむを得ない。

ウ 条例第 7 条第 5 号オ該当性（文書 1、文書 3 及び文書 4）

公開することにより、病院との信頼関係が損なわれ、必要かつ円満な協力が得られにくくなるということは、病院側に不備ややましさがあったものと見なす。

そうでなければ、公開しても病院との信頼関係が損なわれることはない。

また、適切な対応等がなされていれば、今後の相談事業にも支障は及ばないはずである。

エ その他

公文書公開請求は、苦情申立てに関する報告書を求めたが、諮問庁がそれに応じなかったため、やむを得ず行ったものである。

文書 1 に関して、公文書一部公開決定通知書に記載されている「4 月 27 日の記録」とは何を示しているのか意味不明である。

文書 3 に関して、誤った解釈並びに謝罪についてと限定しているわけではない。

文書 4 に関して、△△△△病院については過去の受診歴がないのに、記録が存在しているということは、適切な業務遂行がなされていないということである。

(2) 原決定 2 に係る異議申立てについて

ア 公文書の特定について

諮問庁は、対象公文書を誤っており、このままでは他の苦情申立人の情報まで公開対象となってしまう。異議申立人が求めているのは、あくまでも公開請求者に係る文書であって、他の苦情申立人分を含めた〇〇〇〇病院に関する全般を求めているのではない。

イ 条例第 7 条第 1 号該当性

異議申立人は、異議申立人に係る〇〇〇〇病院に関するトラブルについて、諮問庁に申出を行った際の対応経過等について公開請求を行ったものであって、公開請求者本人の情報であることから、個人の権利利益を害するおそれはなく、条例第 7 条第 1 号本文には該当しない。

また、当該医療機関及び諮問庁の不適切な対応等により、適切な医療を受ける

ことができずに病状が進み、健康や生活に支障をきたしたことは事実であり、同号ただし書イに該当する。

ウ その他

決定通知書の送付方法についての規定はなく、手続き上問題がないにも関わらず、諮問庁は異議申立人の希望する方法での送付に応じず、半嫌がらせ行為を行っている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

1 原決定1について

(1) 非公開情報について

原決定1に対する異議申立てに係る非公開部分は、次の情報である。

- ア 文書1から文書4のうち、個人の氏名、住所、電話番号、医療機関の受診歴等（公務員等の職務遂行に係る情報を除く。）の部分
- イ 文書1のうち、法人の名称の一部
- ウ 文書1から文書4までのうち、医療相談に関する情報の一部
- エ 文書5の全部

(2) 非公開とする理由について

ア 条例第7条第1号該当性（文書1から文書4まで）

公文書公開請求制度における公開・非公開の判断は、公開請求者が誰であるかに影響されず、同号本文に規定する個人に関する情報には、公開請求者本人に関する情報も含まれるため、仮に非公開情報部分が公開請求者本人に関する情報であったとしても、同号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

また、同号ただし書イに該当する情報は含まれていない。

イ 条例第7条第2号ア該当性（文書1）

本件非公開情報部分は、当該情報を公開することにより、当該法人の社会的地位を不当に害する情報であると認められる。

ウ 条例第7条第5号オ該当性（文書1から文書5まで）

本件非公開部分には、医療相談に係る事務に関する情報が含まれており、当該情報を公開することにより、医療機関との信頼関係が損なわれて、必要かつ円滑な情報が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

また、文書5については、その全てが特定の個人への対応に関する情報であり、

当該非公開情報を公開することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

2 原決定2について

(1) 非公開情報について

原決定2に対する異議申立てに係る非公開部分は、文書6のうち、個人の氏名、住所、電話番号等（公務員等の職務遂行に係る情報を除く。）である。

(2) 非公開とする理由について

ア 公文書公開請求制度においては、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報から公開請求者本人に関する情報を除外していないため、仮に非公開情報部分が公開請求者本人に係る情報であったとしても、当該情報は、同号に規定する非公開情報に該当する。

イ 当該非公開情報部分には、同号ただし書イに該当する情報は含まれていない。

(3) 公文書の特定について

公開請求書には、異議申立人が主張するような苦情申立人を限定する記載があるわけではないから、公文書の特定に誤りはない。

(4) その他

決定通知書の送付方法（配達証明郵便）には何ら問題はない。

第5 審査会の判断

1 原決定1について

(1) 非公開情報について

原決定1に対する異議申立てに係る非公開部分は、次の情報であると認められる。

ア 文書1から文書4のうち、個人の氏名、住所、電話番号、医療機関の受診歴等（公務員等の職務遂行に係る情報を除く。）の部分

イ 文書1のうち、法人の名称の一部

ウ 文書1から文書4までのうち、医療相談に関する情報の一部

エ 文書5の全部

(2) 非公開とする理由について

ア 条例第7条第1号該当性について

異議申立人は、同号の規定により非公開とされた情報について、公開請求者本人に係る情報であれば、当該情報を公開しても権利利益を害するおそれはないとして、同号に規定する非公開情報に該当しないと主張している。

しかしながら、公文書公開制度における公開・非公開の判断においては、公開請求者が誰であるかを考慮するものではなく、同号本文に規定する個人に関する情報から公開請求者本人に関する情報を除外していないため、仮に非公開情報が公開請求者本人に関する情報であったとしても、当該情報は、同号に規定する非公開情報に該当する。

また、異議申立人は、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているが、そのような情報が含まれていると認めることはできなかった。

したがって、前記（1）アの非公開情報は、同号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

また、前記（1）エの非公開情報の一部については、別表のとおり同号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

イ 条例第 7 条第 2 号ア該当性について

前記（1）イの非公開情報は、これを公にすることにより、当該法人の社会的地位を不当に害する情報であると認められるため、同号アに該当することから、非公開が妥当である。

また、前記（1）エの非公開情報の一部については、別表のとおり同号アに該当することから、非公開が妥当である。

ウ 条例第 7 条第 5 号オ該当性について

(ア) 前記（1）ウの非公開情報については、医療相談に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、医療機関との信頼関係が損なわれ、必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、同号オに該当することから、非公開が妥当である。

(イ) 前記（1）エの非公開情報について、諮問庁は、特定の個人への対応に関する情報であり、これを公開することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる旨主張する。

しかしながら、当該非公開情報について、一律的に非公開とすることは適当ではなく、記録されている情報ごとに条例第 7 条各号の非公開情報該当性を判断すべきである。

そこで、当審査会が見分したところ、別表の 1 から 17 の「非公開部分」欄

に掲げる部分を除いた部分については、公開したとしても、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとまでは認められない。したがって、別表の 1 から 17 の「非公開部分」欄に掲げる部分を除いた部分については、同号オに該当しないため公開すべきである。

また、別表の 1 から 3 の「非公開部分」欄に掲げる部分については、公開することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号オに該当し、非公開が妥当である。

さらに、別表の 4 から 17 の「非公開部分」欄に掲げる部分については、非公開理由が妥当ではなく、別表に記載する条文及び理由により非公開とすべきである。

2 原決定 2 について

(1) 非公開情報について

原決定 2 に対する異議申立てに係る非公開部分は、文書 6 のうち、個人の氏名、住所、電話番号等（公務員等の職務遂行に係る情報を除く。）であると認められる。

(2) 非公開とする理由について

ア 条例第 7 条第 1 号該当性について

異議申立人は、同号の規定により非公開とされた情報について、公開請求者本人に係る情報であれば、当該情報を公開しても権利利益を害するおそれはないとして、同号に規定する非公開情報に該当しないと主張している。

しかしながら、公文書公開制度における公開・非公開の判断においては、公開請求者が誰であるかを考慮するものではなく、同号本文に規定する個人に関する情報から公開請求者本人に関する情報を除外していないため、仮に非公開情報が公開請求者本人に関する情報であったとしても、当該情報は、同号に規定する非公開情報に該当する。

また、異議申立人は、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているが、そのような情報が含まれていると認めることはできなかった。

したがって、前記 (1) の非公開情報は、同号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

(3) 公文書の特定について

異議申立人は、公開請求者に係る公文書の公開のみを求めているものであり、他

の苦情申立人に係る公文書の公開まで求めているものではなく、諮問庁は公文書の特定を誤っていると主張しているが、公開請求書には、苦情申立人を限定する旨の記載はなく、公文書の特定に誤りがあるとは認められない。

3 その他

異議申立人は、公文書公開請求に至った経緯、決定通知書の送付方法等について種々主張しているが、これらは本件請求に係る公開・非公開の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成24年10月22日	原決定1に係る諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成24年11月7日	異議申立人に原決定1に係る諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成24年12月7日	異議申立人の原決定1に係る意見書を受理
平成25年1月7日	原決定2に係る諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成25年1月15日	異議申立人に原決定2に係る諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成25年2月8日	異議申立人の原決定2に係る意見書を受理
平成25年3月11日 (第112回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成25年3月12日 (第113回審査会)	異議申立人からの意見聴取
平成25年3月19日	異議申立人の追加意見書を受理
平成25年3月27日 (第114回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成25年5月8日 (第115回審査会)	審議
平成25年5月24日 (第116回審査会)	審議
平成25年6月3日	答申

別表（文書5の非公開部分）

項番	枚目 (表・裏)	非公開部分	該当条文及び 非公開理由 (※下記参照)
1	1 (表)	①全部	(4)
2	1 (裏)	①1行目から4行目及びその表枠 ②12行目から14行目 ③21行目の5文字目から行末 ④23行目の2文字目から行末 ※表内の各行も1行と数える。	(4)
3	3 (表)	表の2行目8列目の欄中、5行目3文字目から7行目	(4)
4	4 (表)	①表の3行目8列目の欄中、1行目20文字目から5行目5文字目 ②表の4行目8列目の欄中、2行目3文字目から5行目13文字目及び8行目16文字目から9行目14文字目	(3)
5	5 (裏)	①表の3行目6列目の欄中、3行目から4行目 ②表の3行目7列目の欄中、25行目1文字目から10文字目及び32行目17文字目から33行目1文字目まで	(2)
6	7 (表)	①表の3行目1列目から3列目及び5列目 ②表の4行目4列目の欄中、1行目1文字目から10文字目 ③表の5行目4列目の欄中、1行目1文字目から6文字目	(3)
		④表の19行目2列目 ⑤表の20行目2列目	(2)
7	8 (表)	①7行目及び8行目 ②12行目7文字目から9文字目 ③17行目28文字目から20行目 ④23行目5文字目から22文字目 ⑤25行目から30行目 ※表題は行数に含めない。	(3)
8	9 (表)	22行目から25行目	(3)
9	11 (表)	19行目19文字目から32文字目	(2)

10	11（裏）	19行目4文字目から10文字目及び15文字目から21文字目 24行目1文字目から5文字目 26行目8文字目から12文字目及び30文字目から34文字目 29行目4文字目から11文字目及び16文字目から23文字目 30行目23文字目から28文字目及び34文字目から39文字目	(2)
11	13（裏）	3行目33文字目から5行目	(3)
12	16（表）	10行目22文字目から30文字目	(3)
13	16（裏）	1行目、3行目及び4行目	(3)
14	17（表）	①13行目 ②20行目23文字目から21行目8文字目 ※表題及び右上の記載は行数に含めない。	(3)
15	17（裏）	8行目17文字目から9行目16文字目	(3)
16	—	文書5のうち、個人の氏名、住所等で特定の個人を識別することができる情報（公務員等の職務遂行に係る情報を除く。）	(1)
17	31 （表・裏）	全部	(3)

※ 該当条文及び非公開理由

	該当条文	非公開理由
(1)	条例第7条第1号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。
(2)	条例第7条第2号ア	法人名を公開することにより、当該法人の社会的地位を不当に下落させると認められるため。
(3)	条例第7条第5号オ	医療相談に係る事務に関する情報であり、公開することにより、関係機関との信頼関係が損なわれて、必要かつ円滑な情報が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。
(4)	条例第7条第5号オ	公開することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。